

第 11 回丸亀市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 23 年 5 月 13 日（金） 午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
場 所	丸亀市役所 本館 2 階第 3 会議室
出 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 岡田 まゆみ、岡本 恵子、川邊 昭生、橘 節哉、中尾 恵子、日野 明世、 福岡 由紀子、福田 誠、三宅 真弓 (五十音順、敬称略)〔以上 9 名出席〕 〔丸亀市〕 大林企画財政部長、矢野政策課長、小山政策課副課長、横田財政課課長、 (政策課)高倉、真鍋
欠 席 者	〔行政改革推進委員会委員〕 秋山 千枝、石原 國男、多田 仁美、長山 貴之、馬場 俊作、山崎 純一 (五十音順、敬称略)〔以上 6 名欠席〕
傍 聴 者	1 名
議 題	(1) 第二次行政改革推進計画（案）について (2) そ の 他

会 議 概 要

日野会長：本日は委員のうち 9 名が出席されており、丸亀市附属機関設置条例第 7 条第 2 項の規定により、委員の半数以上が出席されていますので、本日の会議は有効に成立しています。

まず、議題に入っている前に新年度になって、また機構改革後、初めての会議になることから、企画財政部長よりご挨拶させていただきたいとのことですので、よろしくお願いします。

企画財政部長（以下：企財部長）：【挨拶】

日野会長：それでは、議題 1 の第二次行政改革推進計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

政策課長、高倉（政策課）：【推進計画（案）の方針、変更点等について説明】

日野会長：今の説明に対してご質問やご意見等がありましたらお願いします。

岡本委員：これまで計画案に挙げられていた公用車の管理台数や、市営駐車場の管理の見直しについては、計画案から外れていますが、どこかにまとめられたのですか。

高倉（政策課）：この項目については、今回計画案から除外しています。

その理由として、駐車場管理につきましては、管理内容を見直して指定管理料を削減していくという計画内容になっていましたが、指定管理者制度の目的としてはコスト削減だけではなく、市民サービスの向上という目的もあり、金額を削減することを主眼とする計画では行革としては相応しくないのではないかという判断で除きました。

また、公用車の管理台数の見直しについては、第一次の行革により、かなり管理台数を削減できていることと、今後の目標としては、低公害車の割合を増やしていくということもあり、行革ではなく本来業務としての範疇になるのではないかという判断で、今回計画案からは除きました。

岡本委員：行政全般のありようを見直すということが行革の意図するところであるならば、低公害車の公用車を増やしていくという取組は、行革は削減ばかりではないということと、丸亀市の姿勢として計画に入れておいてもいいのではないかと思います。

また、指定管理者制度については駐車場だけのことでありませんが、指定管理者制度の適正な運用という点が今一番自治体における課題だと思います。

指定管理者制度の適正運用という問題を推進計画に取り入れることにより、経費の削減に繋がることもありますし、また、制度導入がうまくいっていない施設については直営に戻す等、方針転換をする必要があります。

指定管理者制度は導入してそれで終了ではなく、市として制度の運用について効果を検証していくものなので、指定管理者制度の適正管理という項目を入れてはどうでしょうか。

また、先ほどの変更点の説明の中で、小中一貫教育の導入については総合計画の中で取り組むべき項目という観点で行革の推進計画案から除外されています。

小中一貫教育は、総合計画として取り組む問題ということは理解できますが、他市町とは異なり丸亀市が独自に取り組む事柄であり、財源を確保しながら進めていかなければならない問題です。

子どもたちに対するサービス向上のために、今回の機構改革で小中一貫教育推進室を設けていますし、どのような効果が出ているのかについて管理していくべきですので、計画から外さない方がいいと思いました。

政策課長：指定管理者制度の適正な運用と検証については、これからも必要なことだと認識しており、推進計画の中に指定管理者制度に関して何らかの形で加えることについては検討したいと思います。

小中一貫教育については、総合計画の中で検討していくような大きな事業であるということで、行革の推進計画からは除外していますが、進行管理の問題もあるので、検討してみます。

また公用車の見直しにつきましても、計画から除外するから実施しないということではないことをご理解いただきたいと思います。

橘副会長：財政健全化という課題の中で、財政調整基金を 30 億円確保するという具体的な数字がありますが、この数字の根拠はどこから出てきたのでしょうか。

企財部長：第一次行革と並行して財政健全化計画を策定し、年に 2 回改定を行って見直ししています。

安全安心のまちづくりに向けて小中学校の耐震化などを進めていますが、財源として主に合併特例債を活用しています。

借入金については、額が決まればある程度先まで返済額が見込めますが、今後の税収や地方交付税の収入の推移を見ていくと、償還金の返済において不足額が発生することが予想されるため、蓄えた基金から支払いを行っていく必要があります、平成 26 年度にはその程度は基金を確保しておかないと赤字になる恐れがあるという金額を出しています。

橘副会長：変動の激しい時代であるので、定期的に計画を見直し、早めの対応をしていかないといけないと思います。

企財部長：おっしゃるとおりだと思います。今回の行革の計画は市民サービスの向上と、それを可能にしていく財源の確保を念頭に置いており、この両面から取り組んでいかなければなりません。

そのために進行管理を行うことで検証を継続的に行っていきます。

橘副会長：今までのように定型的ではなく、今後は進行管理の内容についても考えていく必要がある

のではないのでしょうか。

川邊委員：丸亀市では高齢者の福祉計画も策定されていますが、計画の策定や施策にあたっては、財政的負担の軽減のためではなく、高齢者にとって何が必要かという視点は重視してもらいたいです。

日野会長：現在審議している推進計画については、削減ばかりが前面に出てきてどこが良くなったかわかりにくいという意見がこれまでも出てきており、修正はされてきていますが、推進委員会としても、そういう視点で今後も事務局案に意見を出していく必要があると思います。

企財部長：合併後、市が策定した計画は多くありますが、その中でも「限られた財源」といった内容の表現もかなり出てきていると思います。

総合計画もそうですが、合併後5年を経過し、策定済みの計画を一度見直す時期がきています。

その作業の中で、財源ではなく、真に求められる施策を見極める必要があると考えており、今後の計画の内容を見ていただきたいと思います。

日野会長：事務局の説明に対して他に質問等はございませんか。

岡本委員：推進計画案の記載内容についてお願いがあります。

1点目に、全般的なことですが、これまで審議してきた書類については、22年度の進行状況が記載されていませんでしたが、先日いただいた資料には確定ではありませんが、進行状況が記載されています。

その内容についてなのですが、表の見方として、現状と課題があり、これを解決するための取組を今回の計画として進めていくことになっていますが、中には課題が記載されていないものもあり、その項目については、まず課題や効果を正しく分析して記載する必要があります。

2点目に、22年度の計画が「協議」や「検討」となっているものについて、進行状況の記載内容に「検討した」ということだけで、具体的などころまで記載していないものがあり、もう少し中身を詳しく報告して欲しいと思います。

3点目に、民間委託を進めていく取組についてですが、行革の目的は委託して終わりではなくはずです。

ですから、委託をしてどのような効果があったのか、この点が良くなったという検証を年度計画に加えるべきです。

個別の計画については、「部の運営方針」について挙がっていますが、どのように選択と集中を進めていくのか、運用の仕方や文章表現がわかりにくいです。

飯山の図書館は22年度試行的に開館時間の変更をしたことについて、効果を検証して23年度に実施すると思うのですが、誰がどのように検証を行ったかについて進行状況に記載してもらいたいです。

また、図書館の施設管理や窓口業務をすべて委託し、正規職員がいらない状況でどうやって直営を維持していくのかわからないので、詳しく記載していただきたいです。

日野会長：他にご意見等がある方はいらっしゃいませんか。

政策課長：それでは前回の会議において、委員の皆様からいただいた質問に対して各課から回答がありましたので、説明をさせていただきます。

真鍋（政策課）：【資料に基づき説明。】

日野会長：ただ今の説明に対してご質問やご意見はございますか。

岡本委員：市民課窓口の派遣職員の導入についてですが、前回の会議でも複数の委員から不安視する意見が出たと思いますが、この件について市民課の回答には「抵抗を感じる方がいらっしゃれば」という表現があります。

市民課には市民が不安視しているという思いが小さいことにいっそう不安感を抱きます。

また、その不安を解消するためには市民課が派遣職員を導入する経緯について説明をするのではなく、情報の漏洩があった場合にはこういった措置をとるといったような事後の対応策です。

さらに、推進計画にも市民課窓口に派遣職員を導入することが挙げられていますが、導入して終わりではなく、こういった効果があったかについて検証を行わなければなりません。

岡田委員：派遣職員は雇用期間があると思いますが、短期間の雇用になると相当数の方が業務に従事されることになると思います。

守秘義務はあるとはいっても、情報が多くの人の目に触れることになり、情報が一番多いところだけにやはり抵抗があります。

政策課長：以前にも個人情報について質問がありましたが、その点については十分に認識しています。

個人情報の保護については十分に配慮したうえで、今回試行的に派遣職員を導入しています。

派遣職員の導入については、待ち時間の短縮も効果でありますし、窓口対応が良くなったと市民に感じてもらえることが一番の目的です。

岡本委員：前回の説明では派遣職員の導入による経費削減の話もありましたが、派遣職員の導入は市民のための取組なのですか。

政策課長：経費の削減効果もありますが、市民サービスの向上も導入の目的です。

岡本委員：財政が逼迫するよりは、余裕があるほうがいいので、その点について派遣職員の導入については理解できますが、そのことや待ち時間の短縮と個人情報が多く派遣職員の目に触れることを嫌がっている市民感覚では、どちらが大きいかわからないがしろにされている気がして不満です。

子どもから高齢者まで、あらゆる市民のことを考えて行政サービスを提供するのが当然です。

日野会長：この件に関しては今までの会議の中でも一番厳しい意見が出ています。

政策課長：十分承知しています。ただ、派遣を導入したから個人情報が漏洩するということではないことはご理解ください。

そういったことが起きないような手立ては市としても考えますし、導入の効果についての検証も行い、効果がなければ取りやめすることもあります。

日野会長：検討が十分になされた後の導入ならいいのですが、手立てが具体的にできていないということが不安に繋がっていると思います。

中尾委員：地方公務員としての守秘義務が派遣職員には及ばない、限界があるということが市民としては不安があり、意見がかみ合わないのだと思います。

契約の中に、職を離れた後も守秘義務があることは定められているのではないかとと思うのですが、守秘義務についてどこまできちんとしているかが解決のポイントではないでしょうか。

もし、解決できないのであれば、派遣職員は他の課に配置し、市民課には正規職員を配置するのも方策ではないでしょうか。

ここで委員が発言されている内容は、市民が感じていることに近いのではないのでしょうか。

日野会長：この取組は既に実施されているのですか。

政策課長：試行的に実施しています。

繁忙期については、これまでも臨時職員を雇用して対応しています。

意見については市民課にも伝えますし、市民課での対応についても報告させていただきます。

岡本委員：窓口業務に派遣職員を導入する前に、他の方策がないかも検討して欲しいと思います。

窓口は極力正規職員で対応し、手薄になれば部内で職員の配置を調整するののも一つの方法だと思います。

川邊委員：手数料の問題についてですが、住民票を発行してもらおうとすると丸亀市では350円がかかります。

全国では100円のところもありますが、どうやって決められているのですか。

高倉（政策課）：丸亀市の場合は手数料条例に規定しています。

川邊委員：350円の根拠は何になるのですか。

政策課長：それぞれの自治体が条例を制定するときに議会で審議して定めています。

企財部長：手数料についてですが、基本的に市の条例に定めて手数料をいただいております。

金額の根拠については、例えば国の指針に基づいているものもあれば、必要な経費から割り戻しているものもありますが、最終的には議会で審議されて定められています。

必要であれば調べて提示します。

岡本委員：協働事業についてなのですが、市提案型協働事業と、これまでの補助金による事業はどこが異なるかを担当課で聞いたのですが、補助金による事業も大きな意味では協働の一つの手法であるとのことでした。

今現在、協働がうまく進んでいる課もありますが、政策課をはじめ、庁内ではまだ十分に理解されていないと思います。

きちんと理解されていないと市民から提案があったときに協働に発展しないので、まず、市の職員が協働について理解し、最初は市主導であっても徐々に地域の団体やNPO等が力をつけて、地域の課題を解決できるようにならないかと思います。

福田委員：発達障害児の施策に関してなのですが、発達障害についてはアスペルガーやADHDなど様々なケースがあると思います。障害者自立支援法には発達障害のすべてが含まれているのでしょうか。

高倉（政策課）：自立支援法が改正されて「発達障害」という言葉が明文化されましたが、内容については担当課に確認して改めてお答えします。

中尾委員：税外債権の管理については、各債権の根拠法令が異なることから管理が大変になり、債権の体系に応じた管理システムを構築するということですが、担当課に周知するだけでなく、ある程度専門的、集中的に管理して処理していかないと、法律も改正され、整理するだけでも困難なので、なかなか対応は難しいと思います。

財政課長：ご指摘のとおりです。

債権の種類が多岐に亘っており、公債権の中でも強制徴収ができるものとできないものがあります。

その他にも契約に基づいた私債権があり、法的整理を行うとなると専門的知識を有する弁護士などにも相談しながら処理をしなければなりません。

これまでの行政改革や財政健全化は、主に歳出の削減に取り組んでおり、税外債権については、その取扱いが困難なことから、これまで対応が遅れてきており、今回計画に挙げています。

財政課の中に債権管理担当を設け、市が有する債権の対応について個別に整理し、対応をマニュアル化して各課の未収金対応をしていこうとするものです。

中尾委員：債権管理についてはコストがかかってくると思いますが、その辺を見据えながら対応して欲しいです。

財政課長：おっしゃるとおりで、一番のハードルになるところです。

2万円の債権を回収するのに3万円のコストをかけることは費用対効果の面から疑問視されますが、行政として公平な負担をしてもらうためには、そういった対応をしなければならない場合があることもご理解いただきたいと思います。

福岡委員：債権回収についてですが、今年から固定資産税の前納報奨金が廃止されました。

これまでは期限内に前納していれば利益があったのに廃止されることで、前納のメリットがなくなりました。

そういった意味では、納税者の意識の改革も必要ではないでしょうか。

企財部長：前納報奨金については固定資産税についてだけ残っていましたが、広報紙等で周知を行ってきました。

全国的に見ても報奨金が廃止されている流れになっています。

意識の改革については税外債権も同じですが、支払能力があるのに支払いに応じてくれない方には、納付していただいた方との公平性を保つため、毅然とした態度をとっていかねばならないと考えています。

日野会長：事務局より他に何かありますか。

政策課長：先月26日に行財政対策特別委員会が議会で開催され、この場で今回と同じような資料を提示しています。

その場でも意見が出されたので、主なものについて推進委員会に報告したいと思います。

まず、1点目に行革について市民の理解を得るためには、成果の提示も必要ではないか。

市民目線でわかりやすい情報を提示できるような工夫を推進計画にも生かして欲しい。

2点目に、推進委員会でも意見が出ましたが、行革でカットしたものを、どのように還元していけるのかについてももう少しわかるようにできないか。

3点目に、行革の推進計画に挙げた取組を、計画に挙げているということだけを理由として進めていくことには疑問がある。

実施については関係機関との協議・調整が必要ではないか。

というような意見がありました。

この他にも40項目ほど質問をいただいております。

現在関係課で回答を作成しており、まとまりましたら、推進委員会にも提示したいと思います。

日野会長：今後の計画では、財政の健全化と市民サービスの向上を図っていくということですが、前回の計画では、進行管理表に数値が出ており、数値目標が達成できたかどうかが審議事項になっていましたが、市民サービスの向上については、実際に向上したかどうか数値に表せない部分があると思います。

それをどのように表していくかについて事務局ではどう考えていますか。

政策課長：進行管理の方法については推進委員会でも議論していただきたいと思っておりますが、各項目の課題に対する取組と状況については報告していきたいと考えております。

日野会長：市民に対しても、ここが変わったということをわかりやすく示して、市民の反応も計画に反映して欲しいと思います。

川邊委員：定例会の内容は「議会だより」でわかるのですが、行財政対策特別委員会については、市のホームページ上に議事録は出ていません。

内容を把握したい場合は、どこを見ればいいのでしょうか。

議会内においても、市民にわかりやすく情報を提供するべきだと思います。

企財部長：以前ご紹介させていただきましたが、市議会では昨年の12月議会において「議会改革特別委員会」を設置して議会改革に取り組んでおり、川邊委員が発言されたことについても取り組んでいけるのではないかと思います。

また、3月議会では議員提案による「丸亀市産業振興条例」を成立させ、活発な議論を展開しており、今後も一層議会内での改革が進んでいくものと考えています。

日野会長：他にご意見等もないようですが、事務局から報告事項等がありますか。

政策課長：スケジュールの関係ですが、本日頂いた意見や、特別委員会での意見も踏まえまして、最終的な案としてまとめていかなければならない時期にきています。

次回最終案を早急に提示して再度意見を賜りたいと思います。

日野会長：今ご指摘いただいた視点で全体を見直していただいて、次回会議に意見を持ち寄っていただきたいと思います。

それでは本日の委員会はこれで閉会いたします。ありがとうございました。